

消 防 予 第 195 号
消 防 危 第 180 号
令 和 2 年 7 月 14 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長
消 防 庁 危 険 物 保 安 室 長
(公 印 省 略)

「令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」の公布・施行に伴う消防法令の運用について（通知）

令和2年7月豪雨による被害（以下「豪雨被害」という。）が極めて甚大であることから、本日、「令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が公布・施行されました。

これを踏まえ、消防法令に存続期間の定めのある権利利益及び履行期限の定めのある義務については、下記のとおり取り扱うことが適当であることから通知します。

貴職におかれましては、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 消防法令に存続期間の定めのある権利利益

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の3第1項の規定による防火対象物点検の特例の認定及び同法第36条第1項において準用する同法第8条の2の3第1項の規定による防災管理点検の特例の認定（以下「特例認定」という。）については、当該認定を受けてから3年が経過したときは、その効力は失われることとなっている。

今般、「令和二年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が公布・施行された。

これに伴い、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「特定非常災害法」という。）第3条第2項の規定に基づき、令和2年7月豪雨に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域内に所在する等一定の要件を満たす防火対象物及び防災管

理対象物について、権利利益の延長に係る告示を定める予定である。については、当該告示に基づき取り扱うよう留意すること。

2 消防法令に履行期限の定めのある義務（特定義務）

消防用設備等点検、防火対象物点検及び防災管理点検の結果の報告、消防設備士講習、甲種防火管理再講習、自衛消防業務再講習、防災管理再講習及び危険物取扱者保安講習の受講その他の消防法令に履行期限の定めのある義務（不履行に係る行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。）を問われるものに限る。以下「特定義務」という。）については、特定非常災害法第4条第1項及び第2項の規定に基づき、特定義務の履行期限が令和2年7月3日から令和2年10月29日までに到来するものについては、令和2年10月30日までに履行された場合は、当該特定義務が豪雨被害により履行されなかったことについて、責任は問われないこと。

なお、各種点検資格者の再講習及び危険物施設の保安検査については、3に記載の取扱いとなることに留意すること。

3 特定義務のうち2の取扱いに該当しないもの

特定非常災害法第4条第4項においては、特定義務の不履行について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによることとされている。

この点、消防設備点検資格者免状、防火対象物点検資格者免状及び防災管理点検資格者免状の交付を受けている者が受講しなければならない再講習については、それぞれ、平成12年消防庁告示第14号第一ただし書、平成14年消防庁告示第9号第一ただし書及び平成20年消防庁告示第20号第一ただし書において、受講期限を迎える消防設備点検資格者、防火対象物点検資格者及び防災管理点検資格者が災害による被害を受けていることにより再講習の受講が困難であると認められる場合には受講期限を1年間延長することができる旨規定されていることから、当該告示に定めるところによることとなること。

同様に、危険物施設の保安検査については、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第8条の4第2項ただし書において、災害発生時には検査実施の時期を市町村長等が別に定める時期とすることができる旨規定されていることから、同条の規定によることとなること。

(問い合わせ先)
消防庁予防課
担当：細川、五味
TEL 03-5253-7523
FAX 03-5253-7533

消防庁危険物保安室
担当：勝本、竹中
TEL 03-5253-7524
FAX 03-5253-7534